

商品先物取引の取引制度の一部見直しに伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	2

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値) 第26条 (略) 2～7 (略) 8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (2)の2 商品先物取引 a 金 (a) (略) (b) 限月現金決済先物取引 1グラムにつき<u>50銭</u>とする。 (c) (略) b 白金 (a) (略) (b) 限月現金決済先物取引 1グラムにつき<u>50銭</u>とする。 (c) (略) c～i (略) (3)～(6) (略)</p>	<p>(呼値) 第26条 (略) 2～7 (略) 8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (2)の2 商品先物取引 a 金 (a) (略) (b) 限月現金決済先物取引 1グラムにつき<u>1円</u>とする。 (c) (略) b 白金 (a) (略) (b) 限月現金決済先物取引 1グラムにつき<u>1円</u>とする。 (c) (略) c～i (略) (3)～(6) (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、令和4年4月25日から施行し、同日の日中立会から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年4月25日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値の制限値幅)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引</p> <p>a 貴金属市場</p> <p>(a) 金に係る現物先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引</p> <p><u>基準値段に100分の5を乗じて得た数値(呼値の単位の整数倍の数値でないときは、これを切り下げる。以下この号及び次項第2号の2において同じ。)</u>とする。</p> <p>(b) 白金に係る現物先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引</p> <p><u>基準値段に100分の10を乗じて得た数値</u>とする。</p> <p>(c) 銀に係る現物先物取引</p> <p><u>基準値段に100分の10を乗じて得た数値</u>とする。</p> <p>(d) パラジウムに係る現物先物取引</p> <p><u>基準値段に100分の10を乗じて得た数値</u>とする。</p> <p>b ゴム市場</p> <p>(a) RSSに係る現物先物取引</p> <p><u>基準値段に100分の10を乗じて得た数値</u>とする。</p> <p>(b) TSRに係る現物先物取引</p> <p><u>基準値段に100分の10を乗じて得た数値</u>とする。</p> <p>c 農産物市場</p> <p>(a) 一般大豆に係る現物先物取引</p>	<p>(呼値の制限値幅)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(2)の2 商品先物取引</p> <p>a 貴金属市場</p> <p>(a) 金に係る現物先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引</p> <p><u>400円</u>とする。</p> <p>(b) 白金に係る現物先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引</p> <p><u>400円</u>とする。</p> <p>(c) 銀に係る現物先物取引</p> <p><u>10円</u>とする。</p> <p>(d) パラジウムに係る現物先物取引</p> <p><u>300円</u>とする。</p> <p>b ゴム市場</p> <p>(a) RSSに係る現物先物取引</p> <p><u>20円</u>とする。</p> <p>(b) TSRに係る現物先物取引</p> <p><u>20円</u>とする。</p> <p>c 農産物市場</p> <p>(a) 一般大豆に係る現物先物取引</p>

基準値段に100分の10を乗じて得た数値とする。

(b) 小豆に係る現物先物取引

基準値段に100分の8を乗じて得た数値とする。

(c) とうもろこしに係る現物先物取引

基準値段に100分の8を乗じて得た数値とする。

(3)～(5)の2 (略)

3 規程第33条第2項から第4項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(2)の2 商品先物取引

a 金

(a) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、第一次拡大制限値幅(基準値段に100分の10を乗じて得た数値をいう。

(c)において同じ。)を基準値段から減じて得た数値に変更する。

(b) 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、第二次拡大制限値幅(基準値段に100分の15を乗じて得た数値をいう。

(d)において同じ。)を基準値段から減じて得た数値に変更する。

(c) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加えて得た数値に変更する。

(d) 当取引日において呼値の制限値幅の上限を1回拡大している場合

4,800円とする。

(b) 小豆に係る現物先物取引

700円とする。

(c) とうもろこしに係る現物先物取引

1,500円とする。

(3)～(5)の2 (略)

3 規程第33条第2項から第4項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(2)の2 商品先物取引

a 金

(a) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、基準値段から600円を減じて得た数値に変更する。

(b) 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、基準値段から800円を減じて得た数値に変更する。

(c) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、基準値段に600円を加えて得た数値に変更する。

(d) 当取引日において呼値の制限値幅の上限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の上限について、第
二次拡大制限値幅を基準値段に加えて
得た数値に変更する。

b 白金

前aの規定は、白金に係る現物先物取
引、限月現金決済先物取引及び限日現金
決済先物取引について準用する。この場
合において、「100分の10」とある
のは「100分の20」と、「100分
の15」とあるのは「100分の30」
と読み替えるものとする。

c 銀

aの規定は、銀に係る現物先物取引に
ついて準用する。この場合において、
「100分の10」とあるのは「100
分の20」と、「100分の15」とあ
るのは「100分の30」と読み替える
ものとする。

呼値の制限値幅の上限について、基
準値段に800円を加えて得た数値に
変更する。

b 白金

(a) 当取引日において初めて呼値の
制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、基
準値段から600円を減じて得た値段
に変更する。

(b) 当取引日において呼値の制限値
幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、基
準値段から800円を減じて得た値段
に変更する。

(c) 当取引日において初めて呼値の
制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、基
準値段に600円を加えて得た値段に
変更する。

(d) 当取引日において呼値の制限値
幅の上限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の上限について、基
準値段に800円を加えて得た値段に
変更する。

c 銀

(a) 当取引日において初めて呼値の
制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、基
準値段から20円を減じて得た値段に
変更する。

(b) 当取引日において呼値の制限値
幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、基
準値段から30円を減じて得た値段に
変更する。

(c) 当取引日において初めて呼値の
制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、基
準値段に20円を加えて得た値段に
変更する。

d パラジウム

aの規定は、パラジウムに係る現物先物取引について準用する。この場合において、「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の15」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

(3)～(4)の2 (略)

4 (略)

5 第1項から第3項までに規定する基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

(1) 国債証券先物取引

a (略)

b Mini取引

当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする長期国債標準物に係るLarge取引の限月取引に係る基準値段と同一とする。

(2) 指数先物取引

a (略)

(d) 当取引日において呼値の制限値幅の上限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の上限について、基準値段に30円を加えて得た値段に変更する。

d パラジウム

(a) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、基準値段から450円を減じて得た値段に変更する。

(b) 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、基準値段から600円を減じて得た値段に変更する。

(c) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、基準値段に450円を加えて得た値段に変更する。

(d) 当取引日において呼値の制限値幅の上限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の上限について、基準値段に600円を加えて得た値段に変更する。

(3)～(4)の2 (略)

4 (略)

5 第1項から第3項までに規定する基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

(1) 国債証券先物取引

a (略)

b Mini取引

当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする長期国債標準物に係るLarge取引の限月取引に係る呼値の制限値幅の基準値段と同一とする。

(2) 指数先物取引

a (略)

b Mini取引

当該限月取引と取引最終日を同一とするLarge取引の限月取引に係る基準値段と同一とする。ただし、対応するLarge取引の限月取引がない場合は、前aの規定により算出した数値とする。

(2) の2 商品先物取引

a (略)

b 限月現金決済先物取引

当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする当該限月現金決済先物取引の取引対象とする現物先物取引の価格に係る限月取引に係る基準値段と同一とする。

c (略)

(3) (略)

(4) 国債証券先物オプション取引

前取引日の当該銘柄の清算価格（クリアリング機構が国債証券先物オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下同じ。）とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、その日における国債証券先物オプション取引の権利行使対象先物限月取引の基準値段から本所が算出した理論価格とする。

(5) ・ (5) の2 (略)

6 (略)

b Mini取引

当該限月取引と取引最終日を同一とするLarge取引の限月取引に係る呼値の制限値幅の基準値段と同一とする。ただし、対応するLarge取引の限月取引がない場合は、前aの規定により算出した数値とする。

(2) の2 商品先物取引

a (略)

b 限月現金決済先物取引

当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする当該限月現金決済先物取引の取引対象とする現物先物取引の価格に係る限月取引に係る呼値の制限値幅の基準値段と同一とする。

c (略)

(3) (略)

(4) 国債証券先物オプション取引

前取引日の当該銘柄の清算価格（クリアリング機構が国債証券先物オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下同じ。）とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、その日における国債証券先物オプション取引の権利行使対象先物限月取引の呼値の制限値幅の基準値段から本所が算出した理論価格とする。

(5) ・ (5) の2 (略)

6 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和4年4月4日から施行し、同日に始まる夜間立会から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年4月4日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。